

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第7条第1項	助産所の開設の許可	指導予防課

1 審査基準は、

- (1) 営利を目的として開設するものではないこと（医療法第7条第6項）  
平成5年2月3日付総第5号・指第9号 厚生省健康政策局総務・指導課長連盟通知を目安とする。
- (2) 許可後6月以内に開設すること（医療法第29条第1項第1号）  
施設の建設等の計画ができていないこと（建設に係る期間は上記6月に含まない）、必要な人員、特に管理者となる助産師が常勤で確保できていること等、6月以内に開設できる準備が整っていること。
- (3) 構造設備などが医療法に適していること（医療法第23条）  
医療法施行規則第17条に適合していること。
- (4) 嘱託医師等を確保していること（医療法第19条）  
医療法施行規則第15条の2に定める嘱託医師並びに嘱託医療機関の確保ができていること。

2 標準処理期間は、20日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。